

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	TMI総合法律事務所 弁護士 齊藤 拓史
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年2月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社キトー
証券コード	6409
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者 / 1）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タドラナ・マネジメント・ウンド・アセット・ゲーエムベーハー （TADRANA Management und Asset GmbH）
住所又は本店所在地	オーストリア共和国、ウィーン1010、ヴィップリンガーシュトラッセ 25/30a
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 淵上 貴弘
電話番号	03-6438-5511

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年2月9日
訂正箇所	上記報告書については報告義務が発生していなかったため、取 下げます。